

**鳥取県告示第 884 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）において公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 市街化区域  
追加する部分  
境港市潮見町  
変更する部分  
境港市昭和町
  - (2) 市街化調整区域  
変更する部分  
境港市潮見町及び昭和町